



－ 医師の働き方改革について －

特例水準の指定申請について

令和5年7月26日

北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課

働き方改革関連連法（2018年7月公布、2019年4月から順次施行）

働き方改革の目指すもの

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようことを目指します。

時間外労働の上限規制

「長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。このため、今般の働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。

法改正のポイント

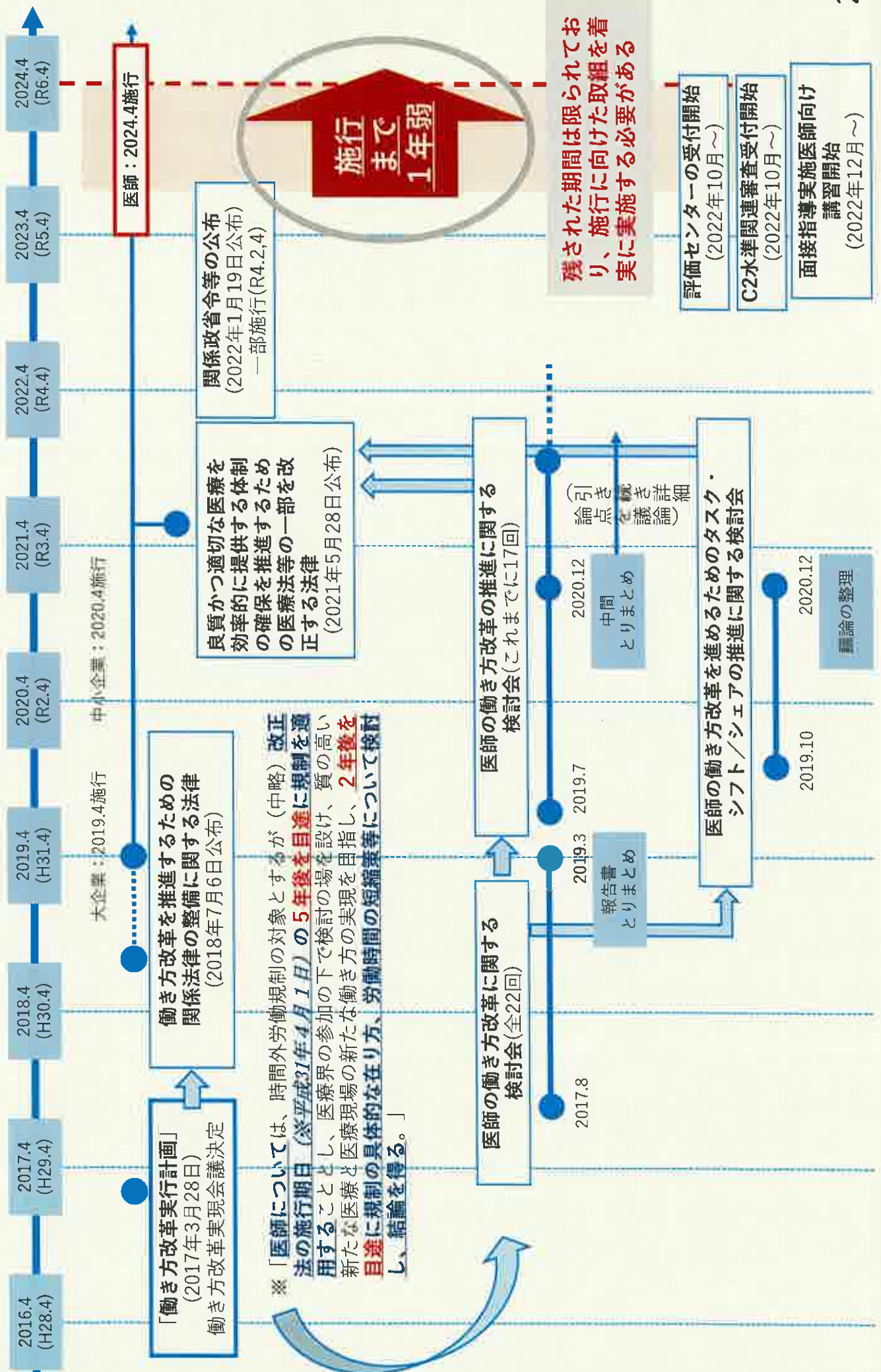
- **時間外労働**(休日労働は含まず)の上限は、**原則として、月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。
- **臨時的な特別の事情**があつて労使が合意する場合でも、
 - ・ 時間外労働・・・**年720時間以内**
 - ・ 時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内 とする必要があります。
- 原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。
- 法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。
- **大企業への施行は2019年4月**ですが、**中小企業への適用は1年猶予され2020年4月**となります。

違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがある。

適用猶予・除外の事業・業務

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。)
医師	改正法施行5年後(2024年4月)に、時間外労働の上限規制を適用。 具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。 ※R4.1.19公布 年上限960時間、1860時間(労働基準法施行規則)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。(改正法施行5年後に、一般則を適用)
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一

医師の働き方改革の議論の進捗



医師の時間外労働規制について①

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準の適用医師）のみ

一般則

- (例外)
 - ・年720時間
 - ・複数月平均80時間(休日労働含む)
 - ・月100時間未満(休日労働含む)
 - ・(休日労働含む)年間6か月まで

【時間外労働の上限】

- (原則)
 - 1か月45時間
 - 1年360時間

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

連携B
例水準
 (医療機関を指定)

年960時間／
 月100時間未満(例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
集中的技能向上水準
 (医療機関を指定)

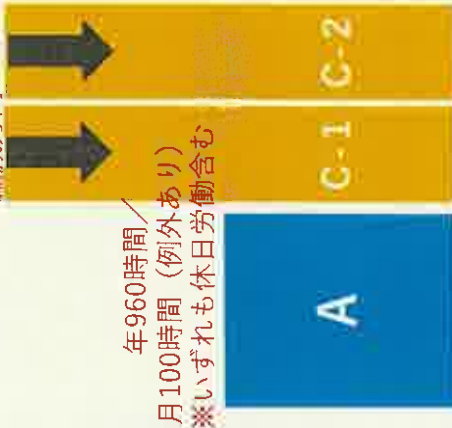
C-1 C-2
 年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

C-1: 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2: 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来

(暫定特例水準の解消(=2035年度末を目標)後)

将来に向けて縮減方向



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

勤務間インターバルの確保
 ①24時間以内に9時間
 ②46時間以内に18時間のいずれか
 及び代償休息のセット(努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

勤務間インターバルの確保
 ①24時間以内に9時間
 ②46時間以内に18時間のいずれか
 及び代償休息のセット(義務)

勤務間インターバルの確保
 ①24時間以内に9時間
 ②46時間以内に18時間のいずれか
 及び代償休息のセット(義務)

注) 臨床研修医については連続勤務時間制限を強化・徹底する観点から、勤務間インターバルは、
 ①24時間以内に9時間
 ②48時間以内に24時間のいずれかとなる。

勤務間インターバルの確保
 ①24時間以内に9時間
 ②46時間以内に18時間のいずれか
 及び代償休息のセット(努力義務)

勤務間インターバルの確保
 ①24時間以内に9時間
 ②48時間以内に24時間のいずれかとなる。

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

医師の時間外労働規制について②

- 診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。
- 複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

一般労働者と同等の時間外労働の上限規制が適用される医療機関

A 水準

臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準

960時間

一定の健康確保措置の実施を前提に、長時間労働を認める医療機関

連携B水準

医師の派遣を通じて、地域医療提供体制を確保する上でやむを得ず長時間労働が必要となる医療機関

1,860時間
(各院では960時間)

B 水準

救急医療等の地域医療提供体制の確保の観点から必須とされる機能を果たす上で、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関

1,860時間

C-1 水準

臨床研修医・専攻医が医師としての資質を確保するために、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関

1,860時間

C-2 水準

臨床従事6年日以降の医師が、高度な技能を有する医師の育成が公益上必要な分野において、当該**技能の育成**に関する診療業務を行うためにやむを得ず長時間労働が必要となる医療機関

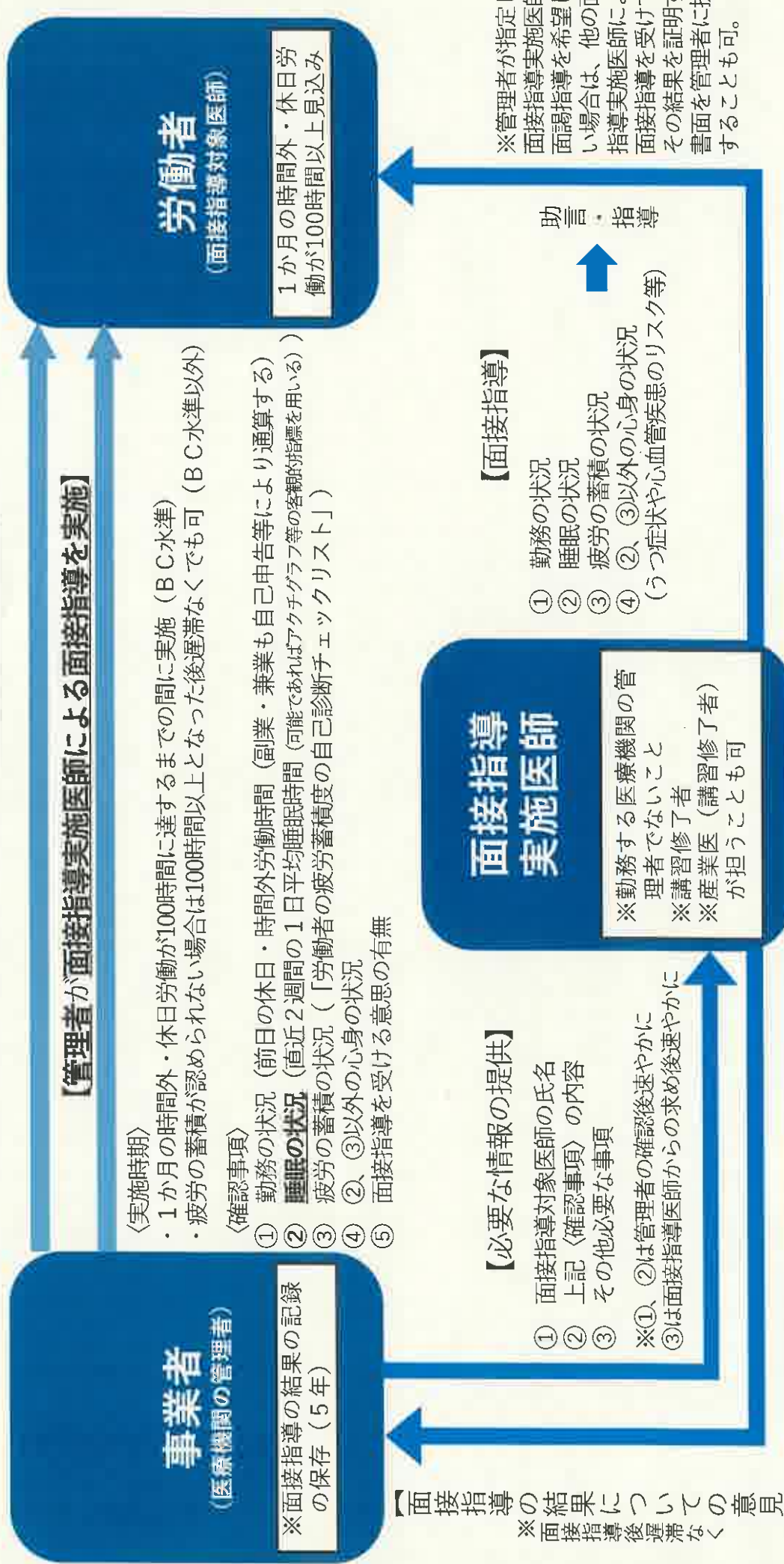
1,860時間

追加的健康確保措置（面接指導）

1か月の時間外・休日労働が**100時間以上**となることが見込まれる医師が面接指導の対象となります。
A～Cの水準にかかわらず対象となります。

【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のための措置を講じなければならない。



【管理者が面接指導実施医師による面接指導を実施】

〈実施時期〉

- ・1か月の時間外・休日労働が100時間に達するまでの間に実施（BC水準）
- ・疲労の蓄積が認められない場合は100時間以上となった後遅滞なくでも可（BC水準以外）

〈確認事項〉

- ① 勤務の状況（前日の休日・時間外労働時間（副業・兼業も自己申告等により通算する）
- ② 睡眠の状況（直近2週間の1日平均睡眠時間（可能であればアクチグラフ等の客観的指標を用いる））
- ③ 疲労の蓄積の状況（「労働者の疲労蓄積度の自己診断チェックリスト」）
- ④ ②、③以外の心身の状況
- ⑤ 面接指導を受ける意思の有無

【必要な情報の提供】

- ① 面接指導対象医師の氏名
 - ② 上記〈確認事項〉の内容
 - ③ その他必要な事項
- ※①、②は管理者の確認後速やかに
※③は面接指導医師からの求め後速やかに

面接指導実施医師

- ※勤務する医療機関の管理者でないこと
- ※講習修了者
- ※産業医（講習修了者）が担うことも可

【面接指導】

- ① 勤務の状況
- ② 睡眠の状況
- ③ 疲労の蓄積の状況
- ④ ②、③以外の心身の状況
（うつ症状や心血管疾患のリスク等）

助言・指導

【面接指導の結果についての意見聴取】

※面接指導後遅滞なく

産業医等と連携して行うことが望ましい
←産業医は衛生委員会への委員としての参画を通じて事業者に意見を言う立場（労働安全衛生法の枠組み）

※管理者が指定した面接指導実施医師の面談指導を希望しない場合は、他の面接指導実施医師による面接指導を受けて、その結果を証明する書面を管理者に提出することも可。

連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制・代償休息等について

※義務対象はB・連携B・C水準の適用となる医師。A水準の適用となる医師については努力義務。
※C-1水準が適用される臨床研修医については16頁参照。

勤務シフト等を組むに当たったの基本ルール

(1) 勤務間インターバルを次の2種類の方法により確保する。

① 始業から**24時間以内**に**9時間の連続した休息時間**を確保

を基本とし、

② 始業から**46時間以内**に**18時間の連続した休息時間**を確保（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合）

* 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなす。

* ここでいう「宿日直」とは、医療法第16条に規定する義務としての宿日直を指す。これは主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めめるものなので、通常の勤務時間と同様様の労働となる夜勤とは含まれない。

【②の補足】（厚生労働省「医師の働き方改革に関するFAQ（2023年6月7日ver.）」F-10）

医療機関において、**夜間帯の労働を所定労働時間の「夜勤」と整理している場合においても、医療機関内の規則等における夜勤業務の明確化により、通常の日勤業務よりも労働密度が低い業務であることが確認できる場合には、「業務の開始から46時間以内に18時間の連続した休息時間」のルールが適用可能です。**

通常の日中の勤務時間との区別にあたっては、例えば夜勤業務において、

- ・ 救急対応がない場合は仮眠室での休憩が可能であること
- ・ 通常の休憩時間に加え、労働密度が低くなる深夜、早朝等に休憩時間を別途確保すること
- ・ 予定された手術の対応はなく、緊急手術のみ対応すること（夜勤中に実施すべき業務の列挙、通常の日勤業務よりは労働密度が異なることが説明できること）

等が院内規則等に明記され、かつ、当該規則が医師を含む職員全体に周知されている場合には、「通常の日勤業務よりも労働密度が低い業務」になるものと考えられます。

(2) 代償休息を付与することを前提として勤務シフト等を組むことは、原則として認められない。

* 個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用を認める。ただし、当該業務の終了後すぐに代償休息を付与すること。

※義務対象はB・連携B・C水準の適用となる医師。A水準の適用となる医師については努力義務。
※C-1水準が適用される臨床研修医については16頁参照。

代償休息の基本ルール

(3) 予定された9時間又は18時間の連続した休息時間中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与する。(翌月末までに付与する。)

* 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合に、当該連続した9時間の間に通常の勤務時間と同様様の労働が発生し十分な睡眠が確保できなかった場合は、当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務を負う。

勤務パターン別の連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等の適用イメージ①

○ B・連携B・C水準が適用される医師(C-1水準が適用される臨床研修医を除く。)の勤務パターン別の連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等の適用イメージを以下の(1)~(7)のとおり示す。

※ A水準が適用される医師については努力義務となる。

(1) 15時間又は28時間連続勤務する場合

図1：通常の日勤

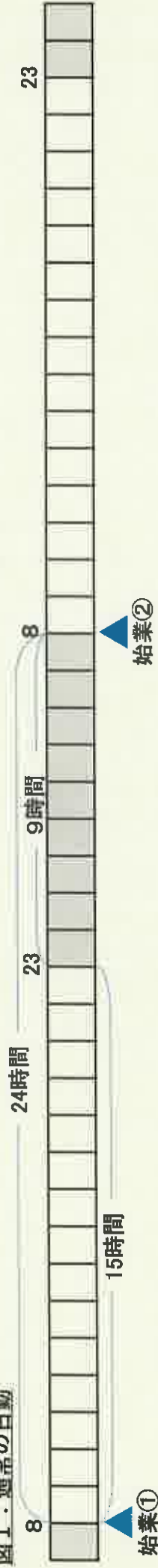
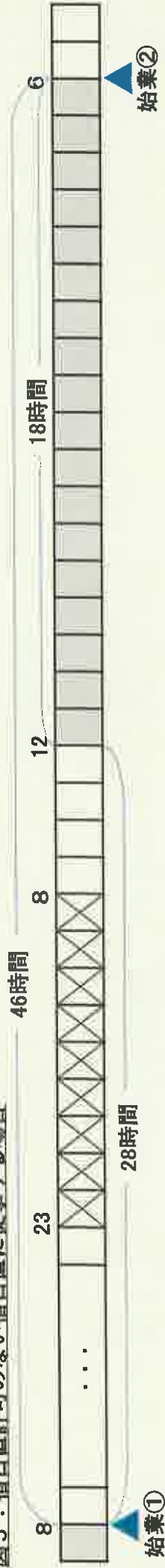


図2：宿日直許可のある宿日直に従事する場合



図3：宿日直許可のない宿日直に従事する場合



(凡例) □ : 労働時間 □ : 休息時間 □ : 宿日直許可のある宿日直の時間 □ : 宿日直許可のない宿日直の時間

2024年4月に向けて医療機関が取り組むこと

○医療機関において医師の勤務実態を把握します。

- ・ 兼業・副業について

まずは自院の労働時間の把握を。
兼業・副業先の労働時間も把握します。自己申告等で把握できる体制を。

- ・ 宿日直許可の取得について

まずは自院の宿日直許可の有無を確認し、必要な許可は申請を。
兼業・副業先の宿日直許可の有無も自己申告等で把握できる体制を。

- ・ 自己研鑽の取扱いについて

自己研鑽の取扱いの明確化、ルール化を。よく話し合いを重ねて。

○目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

※制度の趣旨に合った形で、実態に応じた水準を選択

2024年4月以降はA水準を目指す

令和5年度末までの医師労働時間短縮計画の作成に努める（努力義務）

※2024年4月1日より前に年間960時間超の医師がいる場合

2024年4月以降はB水準を目指す

B

連携B

C1

C2

令和6年度以降の医師労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受け、都道府県知事の指定を受ける

○追加的健康確保措置の実施に向けた体制づくりを進めます。

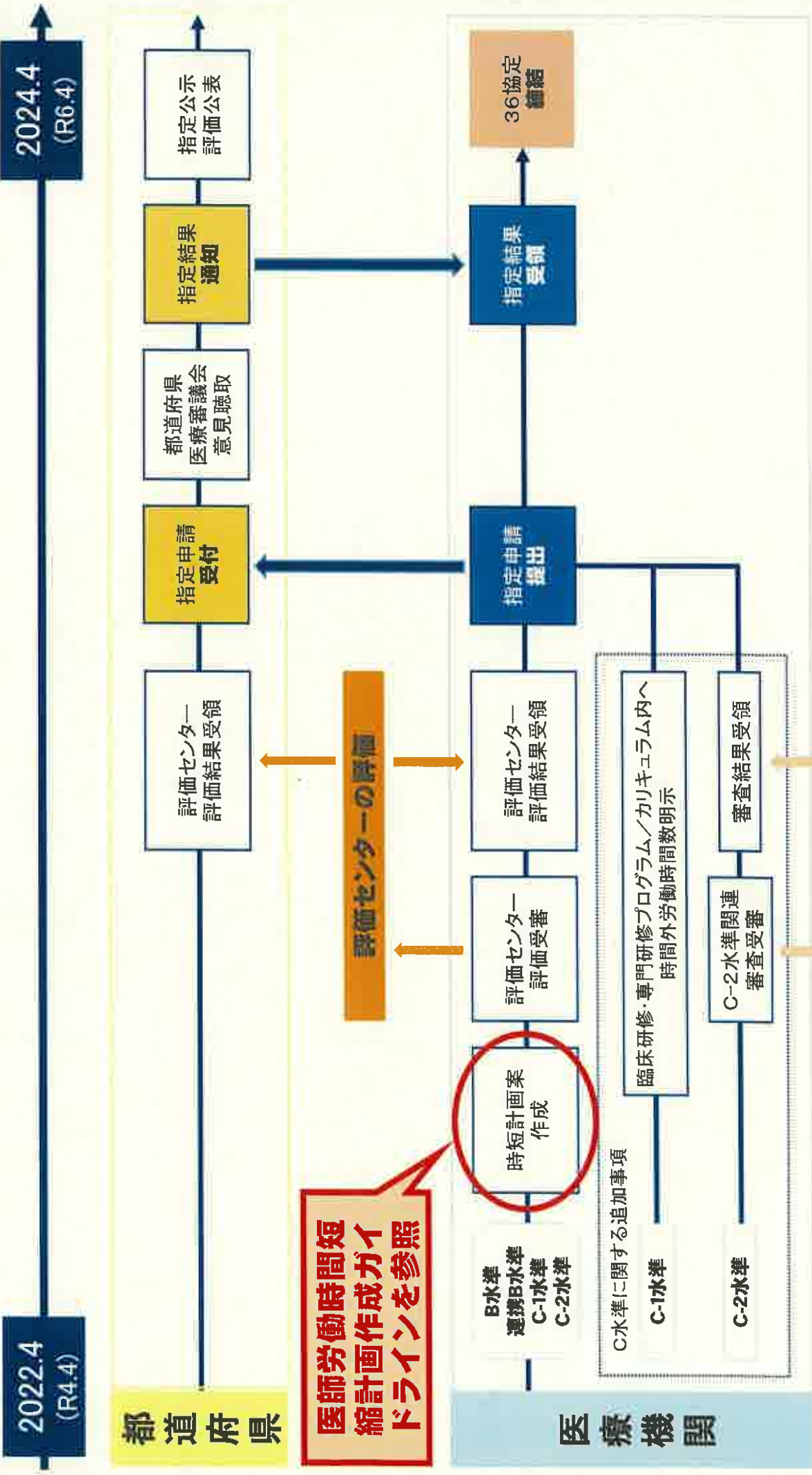
副産措置の実施

自然型インターバルの確保

※（水準にかかわらず）月100時間以上見込みの医師に対して実施

※B C水準の場合は”義務”、A水準の場合は”努力義務”

特定労務管理対象機関の指定に係る手続の流れ（時短計画案作成）



時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

医師労働時間短縮計画について

詳細は、[医師労働時間短縮計画作成ガイドライン](#)（医師の働き方改革の推進に関する検討会資料。「いきサポ」掲載。）参照
「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」：<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

1 概略

(1) 作成対象医療機関

- 年間の時間外勤務が960時間を超える医師が勤務する医療機関（令和5年度末までの計画を作成。努力義務）
- 連携B、B、C水準の指定を受ける予定の医療機関（令和6年度以降の計画案を作成後、評価センターの第三者評価を受審）

(2) 計画期間

- 令和5年度末までの計画

計画始期：任意の日

- 令和6年度以降の計画

計画始期：令和6年4月1日

計画終期：令和6年3月末日

計画終期：始期から5年を超えない範囲内で任意の日

(3) 計画の対象医師

- 計画の作成単位は医療機関を原則とし、計画の対象職種は医師のみ
- 当該医療機関に勤務する医師全員を計画の対象とすることも可能だが、長時間労働を行う個々の医師に係る計画や、長時間労働が恒常的となっている診療科に限定して作成することも可能
- 複数の特例水準の指定を受けようとする場合は、一つの計画としてまとめて作成することも可能

2 記載事項

(1) 労働時間と組織管理（共通記載事項）

- 労働時間数
- 労務管理・健康管理
- 意識改革・啓発
- 作成プロセス

(2) 労働時間短縮に向けた取組（任意の取組を記載）

- タスク・シフト/シェア
- 医師の業務の見直し
- その他の勤務環境改善
- 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
- C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

特定労務管理対象機関の指定に係る手続の流れ（評価センター評価受審）

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

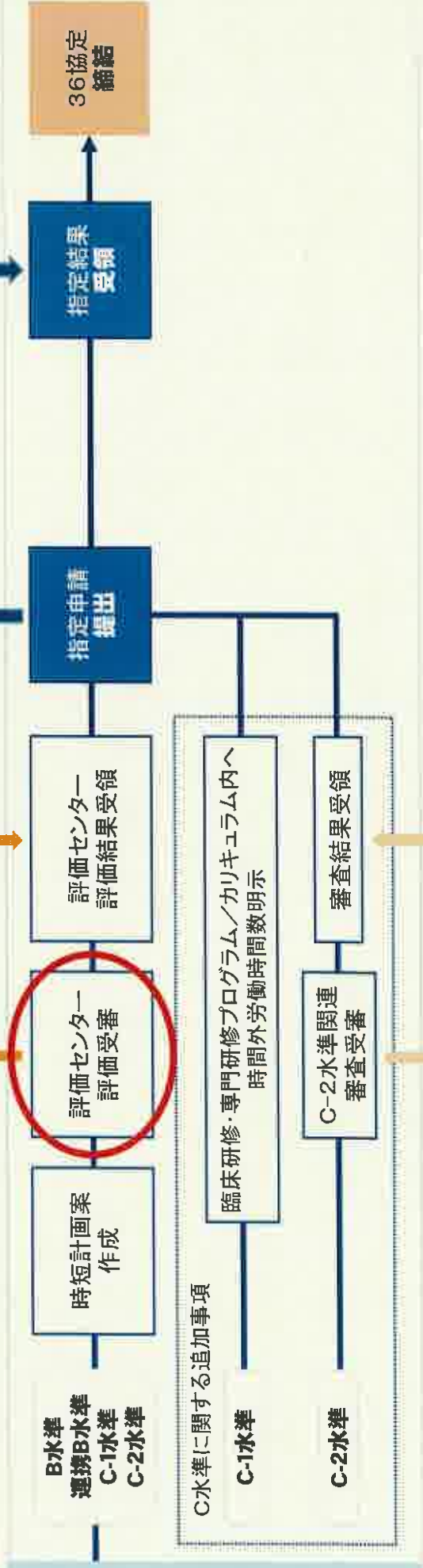
都道府県



**少なくとも
4か月程度の
手続期間が必要**

評価センターの評価

医療機関



厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

評価センターによる評価の流れ

(医療機関勤務環境評価センター資料を基に描が作成)

指定水準の確認

医療機関の医療機能及び対象医師の時間外・休日労働時間を確認し、指定を受ける水準を決定

医師労働時間短縮計画
の作成

医師労働時間短縮に向けた取組の検討・実施
令和6年度以降の医師労働時間短縮計画の案を策定

医療機関
評価受審申込

評価センターホームページから評価受審の申し込み

(<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>)

審査料の支払い

1回当たり33万円(税込)

自己評価の実施

基本情報・自己評価シートを作成・根拠資料の添付

(基本情報・自己評価シートの作成依頼メールを受領後、30日以内に評価システムへの入力を完了する必要があります。)

サーベイヤ
評価の実施

「事務局は、提出された書類の不備等を確認」

サーベイヤによる書面評価実施(30日以内に評価センターに報告)

評価委員会
審議

審査部会
確認

中間報告※

※評価において、労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)が未達成の場合や現時点における取組状況に改善の必要があり、また、今後の取組予定も見直しの必要がある場合、評価センターでは一旦評価を中断し、医療機関に対して一定期間のうちに改善に向けた取り組みを実施するよう依頼します。

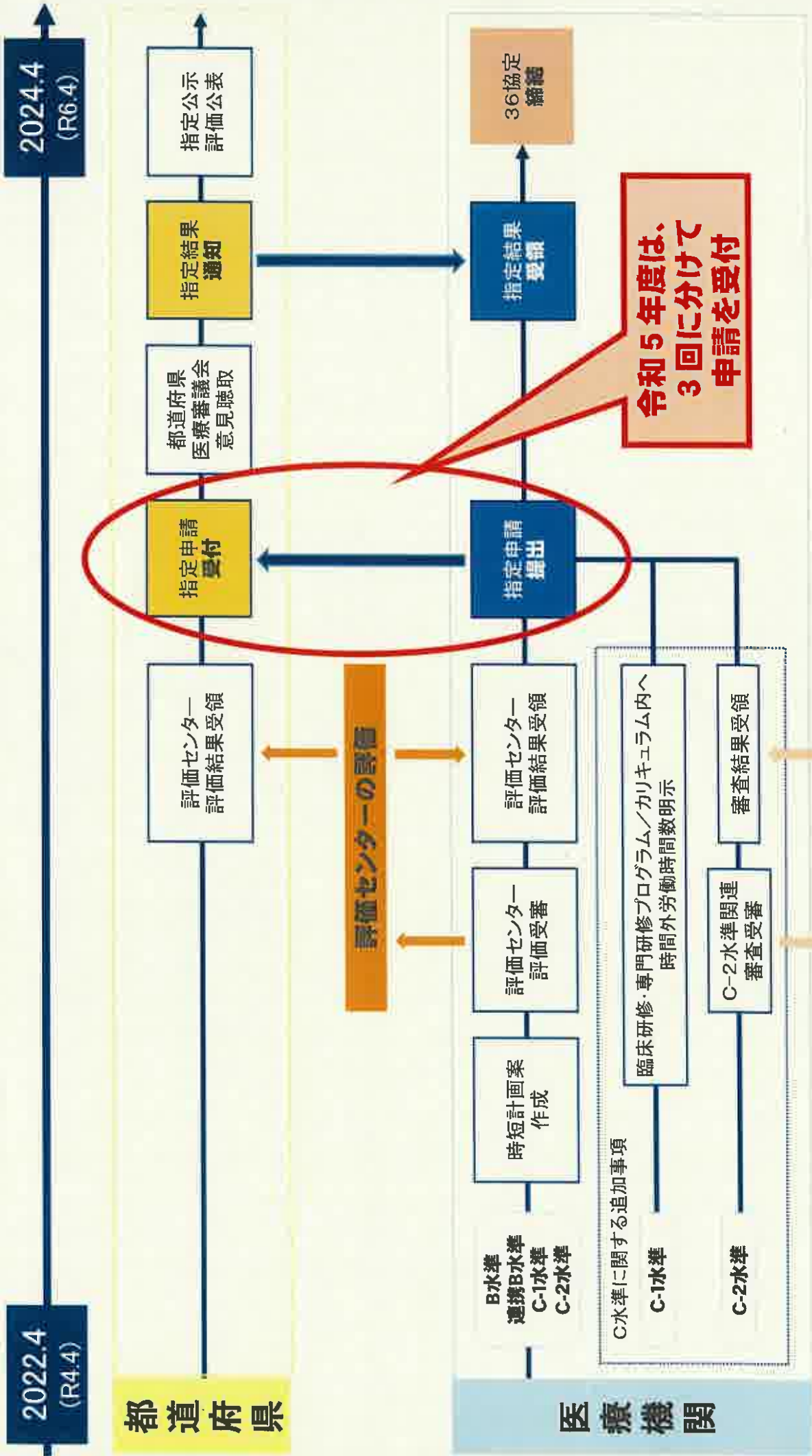
理事会
評価決定

医療機関結果の通知

都道府県結果の通知

評価が滞ることなく実施できた場合は、医療機関及び都道府県に結果を通知するまで4カ月を見込んでいます。

特定労務管理対象機関の指定に係る手続の流れ（指定申請提出・受付）



時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

令和5年度における特定労務管理対象機関の指定等について

地 医 第 2 1 3 0 号
令和5年(2023年)3月31日

各 病 院 管 理 者 様
各 有 限 診 療 所 管 理 者 様

北海道保健福祉部地域医療推進局長

令和5年度(2023年度)における特定労務管理対象機関の指定等について(依頼)

本道の地域医療行政の推進に当たりましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
とて、令和5年(2024年)4月から医師に対しては時間外・休日労働の上限規制が適用となり、勤務歴については、原則年960時間が上限とされ、地域医療提供体制の確保や医師の技能向上の観点から、やむを得ず長時間労働を行わなければならない場合は、その業務内容に応じた特定労務管理対象機関(いわゆるB水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準)の指定を受ける必要があります。

つきましては、令和5年度(2023年度)における道への指定申請方法等を次のとおりとします。指定を受けることを予定されている医療機関におかれましては、早期に準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、各医療機関における指定申請の有無や時期等を把握するため、意向調査を実施しますので、御協力くださいますようお願いいたします。

1 指定申請方法等

(1) 受付開始日
令和5年(2023年)4月1日

(2) 申請方法

- ア 郵 送(紙媒体)
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課 医師確保係
- イ 選付部数：1部
- ク オンライン(医療機関等情報支援システム(G-NIS))
ログインページは<https://www.med-logi.mhwh.go.jp/s/login/>
- ク 自院のアカウントを使用してください。

(3) 申請期限及び指定時期

令和5年度(2023年度)については、3回に分けて指定を行うこととし、それぞれ設定する申請期限までに受理したもろについて、指定手続きを行います。

「令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール」は別添1のとおり。

回 数	申 請 期 限	指 定 時 期
1回目	令和5年(2023年)6月30日(金)	令和5年(2023年)8月下旬頃
2回目	令和5年(2023年)9月29日(金)	令和5年(2023年)12月下旬頃
3回目	令和5年(2023年)11月30日(木)	令和6年(2024年)2月下旬頃

(4) 指定対象医療機関及び指定要件
別添2のとおり

(5) 提出書類

- ア 提出書類一覧
別添3のとおり
- イ 提出書類様式
別添4のとおり

2 特定労務管理対象機関の指定に係る意向調査

(1) 回答方法

北海道電子自治体共同システム簡易申請
短縮URL:https://www.harp.lg.jp_d921q3z9
通常URL:<https://www.harp.lg.jp/ShksJuminWeb/EntryForm?id=d921q3z9>



(2) 回答期限

令和5年(2023年)4月28日(金)までにご回答くださいますようお願いいたします。

3 その他留意事項

(1) 医療機関勤務環境評価センターの評価の早期受審について

特定労務管理対象機関の指定を受けるためには、道への指定申請前に、医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」という。)の評価を受審する必要があります。

現時点で、評価センターに必要書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低でも4か月を要するとされていますが、今後、特定の時期に評価受審が集中した場合は、さらに時間を要することが懸念されており、可能な限り早期の評価受審に向けて、準備を進めていただきますようお願いいたします。

(2) 道の支援について

道では、平成27年に医療勤務環境改善支援センターを設置しており、医師の働き方改革についても、医療労務管理アドバイザーや医療経営アドバイザーが、各医療機関からの相談に応じるとともに直接医療機関に出向いて支援を行うほか、休日直評可の取付に際しても、各種相談への対応はもとより労働基準監督署に同行するなど、医療機関へのきめ細かな支援を実施してまいりますので御活用ください。

【北海道医療勤務環境改善支援センター】

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 北海道綜合研究調査会内
TEL:011-200-4005 MAIL:info-center@hit-north.or.jp
FAX:011-222-4105 URL:<http://riyokumukankyo.sakura.ne.jp/>

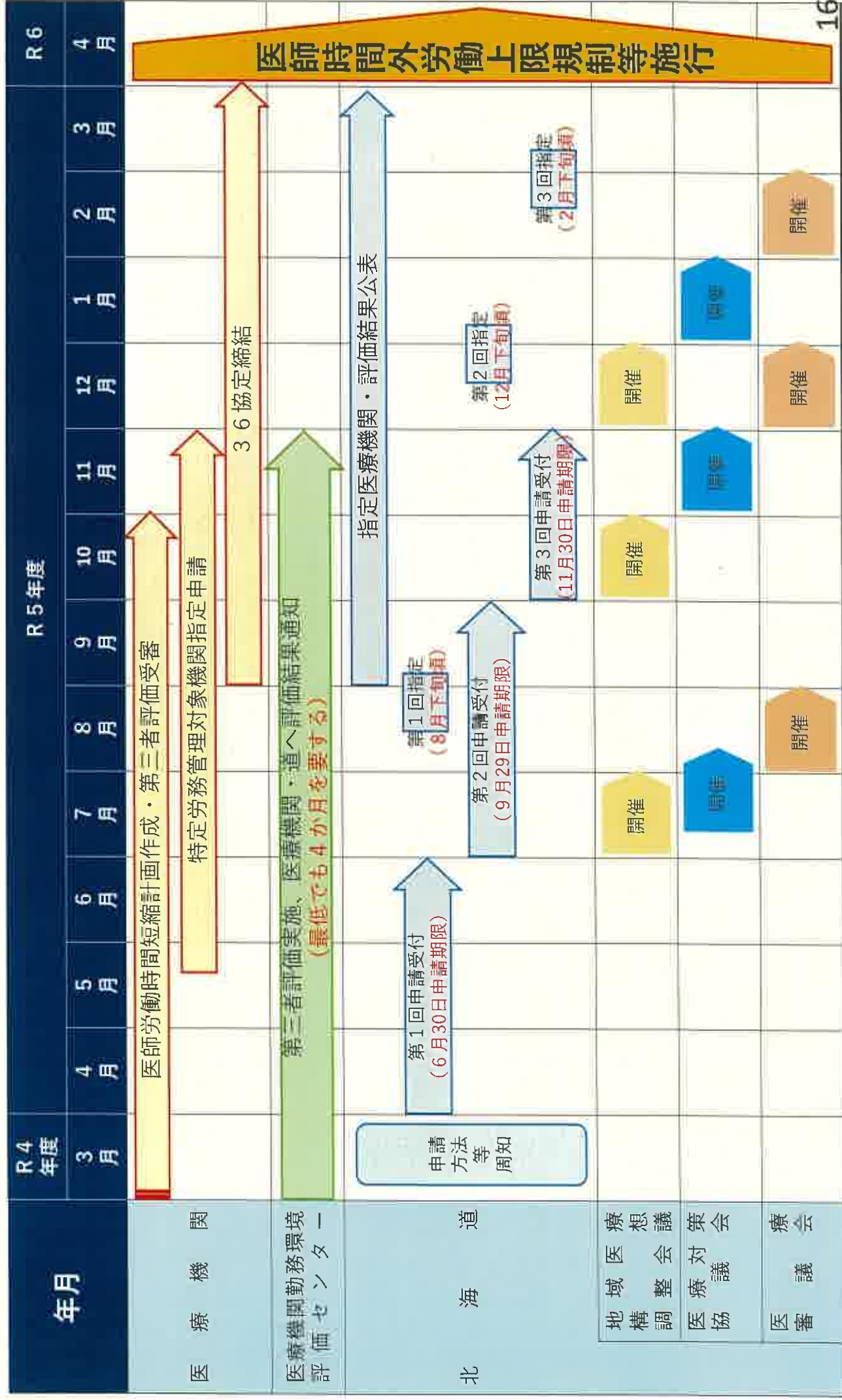
(3) 別添資料について

別添1～4については、地域医療課のホームページからダウンロードいたします。
URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

〔担当 地域医療課医師確保係 反野
011-231-4111(内線55-829)〕

令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール

別添1



指定対象医療機関について①

別添2

特定労務管理対象機関の指定の対象となる医療機関は次のとおりです。

<p>1 特定地域医療提供機関 (B水準)</p>	<p>○ 次に掲げる医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超えらる必要があると認められる業務がある病院又は診療所</p>
<p>(1) 救急医療 (医療法第113条第1項第1号)</p> <p>※ 二次救急医療機関であって、右記要件に該当しない場合は、(3)のケに該当する医療機関として申請することが可能です。</p>	<p>ア 北海道医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 イ 北海道医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの (ア) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上 (イ) 医療法第30条の4第2項第4号(5疾病)又は第5号(5事業)の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所</p>
<p>(2) 居宅等における医療 (医療法第113条第1項第2号)</p>	<p>ア 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所 イ その他居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関</p>
<p>(3) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療(医療法第113条第1項第3号)</p>	
<p>ア がん イ 脳卒中 ウ 心筋梗塞等の心血管疾患 エ 精神疾患 オ へき地医療 カ 周産期医療 キ 小児医療 ク 移植医療 ケ その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関</p>	<p>(ア) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、北海道がん診療連携指定病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院 (イ) その他がん医療を行っている医療機関 脳卒中の急性期医療を行っている医療機関 急性心筋梗塞等の急性期医療を行っている医療機関 (ア) 精神科救急医療体制整備事業の参加病院 (イ) 20歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行っている医療機関 (ア) 地域医療支援病院、へき地医療拠点病院、地方・地域センター病院 (イ) その他巡回診療や代診医の派遣等、へき地の診療支援を行っている医療機関 (ア) 周産期母子医療センター (イ) その他分娩を行っている医療機関 (ア) 小児地域医療センター、小児地域支援病院、小児救急医療支援事業参加病院 (イ) その他小児医療を行っている医療機関 臓器提供施設、移植施設、生体臓器移植を行っている医療機関 当該医療機能に係る業務について、個別に内容を確認し、本項目に該当することが適当と認められる医療機関</p>

指定対象医療機関について②

<p>2 連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準) (医療法第118条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行うことによって、派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超えると認められる病院又は診療所 ○ 医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるもののほか、管理者が医療提供体制の確保のために必要と認められたもの
<p>3 技能向上集中研修機関 (C-1水準)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師法第16条の2第1項の都道府県知事が指定する病院若しくは医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所であって、研修を受ける医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として次に掲げる業務があると認められる病院又は診療所
<p>(1) 臨床研修病院 (医療法第119条第1項第1号)</p>	<p>臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの</p>
<p>(2) 専門研修を行う医療機関 (医療法第119条第1項第2号)</p>	<p>当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの</p>
<p>4 特定高度技能研修機関 (C-2水準) (医療法第120条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定分野（日本専門医機構が定める19基本領域）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所

特定労務管理対象機関の指定要件

要件

1	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</p> <p>(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>イ 当該医療機関に勤務する医師が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>エ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>オ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項【技能向上集中研修機関のみ】</p>
2	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができ、体制が整備されていること</p>
3	<p>当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと</p> <p>〈労働基準法・最低賃金法の規定〉</p> <p>労働基準法：第24条(賃金の支払)、第32条(労働時間)、第34条(休憩)、第35条第1項(休日)、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第37条第1項及び第4項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第141条第3項(時間外及び休日の労働)</p> <p>最低賃金法：第4条第1項(最低賃金)</p>
4	<p>【特定高度技能研修機関のみ】</p> <p>当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であって、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項</p> <p>(3) 当該技能の内容に関する事項</p> <p>(4) 当該技能の修得に関する事項</p>

特定労務管理対象機関指定申請に係る提出書類一覧

別添3

区分	特定地域医療提供機関 (B水準)	連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	技能向上集中研修機関 (C-1水準)	特定高度技能研修機関 (C-2水準)
申請書	<p>特定地域医療提供機関指定申請書 (様式1)</p> <p>○様式5-1 「別添2」の1のうち、(1)のア、(2)のイ、(3)のイのウのウのうち北海道医療計画第8章別表5に明示されている医療機関、(3)のウのうち北海道医療計画第8章別表7に明示されている医療機関、(3)のイのウのオのオ、(3)のイのウのキのキに該当する医療機関については提出不要</p>	<p>連携型特定地域医療提供機関指定申請書 (様式2)</p> <p>○様式6</p>	<p>技能向上集中研修機関指定申請書 (様式3)</p> <p>○様式7 ○当該水準を適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム (臨床研修プログラムは提出不要)</p>	<p>特定高度技能研修機関指定申請書 (様式4)</p> <p>○様式8 ○厚生労働省審査組織に申請した医療機関申請書 ○当該水準適用の該当者の技能研修計画 (指定後すぐに該当者がいる場合) 〈医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類〉</p>
添付書類	<p>○様式5-2 〈医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類〉</p>	<p>〈医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類〉</p>	<p>〈医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類〉</p>	<p>○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (教育研修環境関係) ○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (技能研修計画関係) (指定後すぐに該当者がいる場合) 〈医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類〉</p>
(共通書類)				
<p>○令和6年度に係る医師労働時間短縮計画 (案)</p> <p>○医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 〈医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類〉 〈医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類〉</p> <p>○誓約書 (様式9) 〈医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類〉</p>				

※審査のため、上記以外にも書類提出を依頼する場合があります。

特定労務管理対象機関の指定等について（地域医療課ホームページ）



北海道

北海道トップ



カテゴリから探す



組織から探す



防災情報

Google

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

HOME > 労働部課長 > 特定労務管理対象機関の指定等 > 医師の働き方改革について

医師の働き方改革について

ページの目次 [医師の働き方改革について](#)

医師の働き方改革について

特定労務管理対象機関の指定等について

令和5年度（2023年度）における指定申請方法等

（1）受付開始日

令和5年（2023年）4月1日

（2）申請方法

電子申請（申請書）

（ア）受付先 〒060-0000 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道地域医療振興事務局 特定労務管理課 医師係

（イ）受付時間：1日

インターネット（特定労働管理情報システム）による申請

（ア）ログインID：<https://www.med-sigin.norin.go.jp/login/>

（イ）医師のマイページから申請することも可能。

（3）申請期間及び指定時期

令和5年度（2023年度）については、3期に分けて指定を行うこととし、それぞれ異なる申請期間までに受理した数に対して、指定申請書を行います。

区分	申請期限	指定時期
1期目	令和5年（2023年）6月30日（金）	令和5年（2023年）8月下旬
2期目	令和5年（2023年）9月29日（金）	令和5年（2023年）12月下旬
3期目	令和5年（2023年）11月30日（木）	令和6年（2024年）2月下旬

令和5年度特定労務管理対象機関の指定に関する資料（PDF）[（PDF 506KB）](#)

（4）指定対象機関確認及び指定条件

資料2 [（PDF 702KB）](#)

（5）提出書類

申請書様式一覧 [（PDF 528KB）](#)

申請書様式 [（PDF 229KB）](#)

○ **A水準を予定している医療機関は、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、自己点検をお願いします。**

- ・ A水準を予定し、現在、宿日直許可の取得に向けた準備を進められている医療機関におかれては、許可が取得できなかった場合の医師の労働時間を確認の上、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、ご点検ください。

○ **特例水準の適用を予定している医療機関は、追加的健康確保措置のシミュレーションの実施をお願いします。**

- ・ 特定労務管理対象機関の申請を予定している医療機関におかれては、実際に勤務計画を作成することとなった段階で、診療機能を縮小しなければソフトが組めないといったことが生じないよう、勤務間インターバルを前提とした勤務計画を作成の上、円滑に動くかどうかのシミュレーションの実施をご検討ください。

医療機関の皆様へのお願い②

【医療機関勤務環境評価センター資料】

○ **特定労務管理対象機関の指定に向け早期の準備をお願いします。**

- ・ 医療機関勤務環境評価センターの評価については、現時点でも、必要書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低4か月を要するとされていますが、今後、評価受審が集中した場合、さらに時間を要することが懸念されますので、早期の評価受審に向け、宿日直許可の取得や医師労働時間短縮計画の策定など、準備を進めていただくようお願いいたします。

評価センター受審申込 受付状況

令和5年7月17日現在

都道府県名	申込件数
北海道	16
青森県	4
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	1
山形県	3
福島県	3
茨城県	4
栃木県	6
群馬県	2
埼玉県	20
千葉県	17
東京都	38
神奈川県	23
新潟県	2
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	5
岐阜県	10
静岡県	10
愛知県	22
三重県	5

都道府県名	申込件数
滋賀県	6
京都府	11
大阪府	26
兵庫県	10
奈良県	4
和歌山県	1
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	5
山口県	3
徳島県	2
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	26
佐賀県	3
長崎県	1
熊本県	3
大分県	3
宮崎県	2
鹿児島県	5
沖縄県	4

合計	347
----	-----

※医療機関の勤務環境に改善を希望される機関は、お問い合わせください。お問い合わせは、お問い合わせください。

医師の働き方改革の制度について

いきいき働く医療機関サポートWeb（厚生労働省Webサイト）

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>
制度に関するFAQも掲載されています

特定労務管理対象機関の指定手続きに関することについて

医師の働き方改革について（北海道保健福祉部地域医療課Webサイト）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

労務管理や医師の働き方改革に関連する個別相談について

北海道医療勤務環境改善支援センター

別添チラシ参照

北海道医療勤務環境改善センター

- 医師の働き方改革
- 特例水準/時短計画
- 職場の勤務環境改善

相談無料

北海道医療勤務環境改善センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や休日直の申請率に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

まずは、お気軽にご相談ください！

医療機関のニーズに応じて、専門のアドバイザーが相談・個別支援を行います。

-  医療労務管理アドバイザー
-  医療経営アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。

主に医療経営コンサルタントの認定登録を行っているアドバイザーです。

◎ご相談は電話・メール・FAX・ホームページから

相談申込 FAX	TEL	MAIL	HP
医療機関名	TEL	MAIL	HP
担当者名	TEL	MAIL	HP
相談内容	<input type="checkbox"/> 労務管理 <input type="checkbox"/> 業務改善 <input type="checkbox"/> 医師の働き方改革 <input type="checkbox"/> 院内研修 <input type="checkbox"/> その他	011-200-4005 011-222-4105	iryo-center@hit-north.or.jp http://iryoinamukankyo.sakura.ne.jp/hp/

北海道医療勤務環境改善センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 一社) 北海道総合研究調査会(略称|HIT)内

開所時間 | 平日 9:00 ~ 17:00 ※土日祝・夏期・年末年始休業日を除く

1 医療機関における基本的な労務管理に関する相談対応

2024年4月からは、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されます。医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求められています。

基本的な労務管理に関する相談

- ・医師や職員の仕事時間の短縮について
- ・休日直の申請について
- ・36協定の締結について
- など

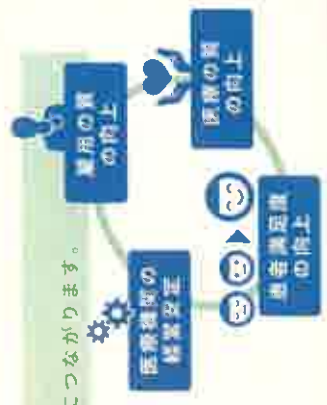
医師の働き方改革に関する相談

- ・時間外労働の上限規制への対応について
- ・勤務時間インターバルについて
- ・特定労働管理対象期間の申請について
- ・「医師労働時間短縮計画案」の作成について
- など

2 医療機関の勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、医療の質の向上、経営の安定につながります。

- ・ハラスメントの予防や院内の体制づくり
- ・職員の定着率向上に向けた取組
- ・キャリアアップ・スキルアップのための仕組みづくり
- ・看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- ・病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣
- など



3 医療機関の勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

全道の医療機関を対象とした各種研修会を企画・運営しています。開催案内は各医療機関に郵送・センターのホームページへ掲載します。

令和5年度の研修予定

医師の働き方改革に関する研修会(全道)	全道12月15日(木)開催 会場:札幌、仙台、旭川、函館、帯広、苫小牧、釧路、網走、稚内
医師の働き方改革に関する研修会(道内)	全道5月6日(木)～9日(日)開催 会場:札幌、旭川、函館、帯広、苫小牧、釧路、網走、稚内
特定労働管理対象期間の短縮に関する研修会(全道)	特定労働管理対象期間の短縮に関する研修会(全道)を開催 会場:札幌、旭川、函館、帯広、苫小牧、釧路、網走、稚内
医師の働き方改革に関する研修会(道内)	医師の働き方改革に関する研修会(道内)を開催 会場:札幌、旭川、函館、帯広、苫小牧、釧路、網走、稚内